

(素案)

成田都市計画高度地区の変更 (成田市決定)

都市計画高度地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物等の最高限度	備考
第一種高度地区	約 4 8 6 ha	別記「高度地区の規定書」のとおり	
第一種高度地区 (最高限 20 m)	約 2 2 4 ha	別記「高度地区の規定書」のとおり	
第一種高度地区 (最高限 31 m)	約 6 5 ha	別記「高度地区の規定書」のとおり	
第二種高度地区 (最高限)	約 1 3 7 ha	別記「高度地区の規定書」のとおり	
合計	約 9 1 2 ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

用途地域の変更に併せ、低層住宅地と中層住宅地が調和した良好な住環境の形成及び保全を図るため、高度地区を変更する。